

平成 31 年度における公共工事の入札・契約制度について

1 一般競争入札（条件付）における混合入札対象工事の拡大

30 年度より JV 対象工事のうち工種「土木」、「建築」、「電気」及び「管」については、不調対策や競争性確保のため、工事費が一定の金額帯において単体企業でも応札可能な混合入札としていますが、これに工種「管更生」及び「解体」を加えます。

	JV 対象金額	うち、混合入札の対象とする金額帯
		土木
建築	7 億円以上	7 億円以上 10 億円未満
電気	2 億円以上	2 億円以上 3 億円未満
管	2 億円以上	2 億円以上 3 億円未満
管更生	1 億円以上	1 億円以上 2 億円未満
解体	1 億円以上	1 億円以上 2 億円未満

2 工事の発注見通しの公表回数の増加

工事の発注見通しについては、より詳細に発注時期等を公表し、計画的に入札に参加することができる環境を整えるため、公表回数を年 2 回（4 月、10 月）から年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）に変更します。

3 現場代理人の常駐義務の緩和要件の一部拡大（試行）

工事請負契約約款第 11 条第 2 項ただし書きに規定している現場代理人の常駐義務の緩和措置については、平成 28 年 5 月 24 日付「現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について（お知らせ）」により取り扱っているところです。

このたび、入札不調を削減するため、現場代理人不足の対応策として、一部の局※において現場代理人の兼任要件を、同一の「工事監督課」から同一の「工事監督局（工事監督課が属する局）」へ試行的に拡大します。

※ 当面は、資源循環局が監督を担当する工事を対象として試行します。

その他の区局の案件については従前の基準から変更はありません。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「現場代理人の常駐義務の緩和措置の一部拡大（試行）について」

URL : <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/onegai/20190401genbadairinin-soti-oshrase.pdf>

4 電子入札システムを用いた質問・回答の導入

これまで、設計図書に関する質問・回答は、メールによる質問の提出と各区局のホームページでの回答の掲載により行ってきましたが、電子入札システムを用いて質問・回答を一元的に行うことで利便性の向上を図ります。当面は各区土木事務所が工事担当課となる案件に導入し、順次拡大していきます。

詳細については、次のお知らせをご参照ください。

「電子入札システムを用いた質問・回答の導入について」

URL : <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20190326sithumonkaitou.pdf>

5 実施時期

平成31年4月1日以降に公告又は指名する工事から実施します。

担当：財政局契約第一課

電話：045（671）2244・2245